

令和元年度 第5回 八千代市子ども・子育て会議

開催日時 令和2年2月21日（金）午前10時00分～午前11時10分

場 所 八千代市役所 別館2階 第1会議室

議 題 第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画の案について

出席者 委 員 別府委員（会長）、北村委員、小森委員、大同委員、石井委員（代理萩原氏）丸山委員、藤澤委員、緑川委員、朝比奈委員、柿沼委員、佐藤委員、田中委員（順不同）

八千代市 〈子育て支援課〉 齊藤課長、市原副主幹、澁谷主査、江波戸主査
〈子ども保育課〉 平田課長、伊藤副主幹、春田副主幹、石橋主査
〈子ども福祉課〉 伊藤課長、毛塚所長
〈母子保健課〉 原課長、伊藤副主幹
〈事 業 者〉 株式会社 名豊

公開または非公開の別 公開

傍聴者 2名

1 開会

事務局 定刻になりましたので、ただ今から令和元年度第5回八千代市子ども・子育て会議を開催いたします。委員の皆様、本日はお忙しい中にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。議事に入るまでの間、司会進行を務めさせていただきます子育て支援課の市原と申します。よろしくお願いいたします。

会議に入る前に、本日の欠席者のご報告をさせていただきます。本日は笠原委員、石井委員、河島委員、穴浦委員が、ご都合により会議を欠席しておりますが、石井委員の代理として萩原様にご出席いただいております。

それでは、本日の会議の説明をさせていただきます。出席者が委員定数の半数以上に達しておりますので、八千代市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により、会議として成立していることをご報告いたします。

また、本日の会議は八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条各号の規定により、個人に関する事項等を審議する会議に該当しないことから、同条の規定により、会議を公開しております。

会議の公開に際しまして、会議録を作成し、ホームページ等での公開を予定しておりますので、あらかじめご了承ください。

次に、傍聴人にお知らせいたします。配布資料の閲覧につきましては、同要領第7条の規定により、会議中のみ閲覧に供し、会議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。ただし、配布資料の写しの交付を希望される場合は、八千代市情報公開条例第18条第1項の規定により、費用の徴収をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まず、1点目が「令和元年度第5回八千代市子ども・子育て会議次第」。2点目が資料1-5-1、「お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方(案)」。3点目の資料が1-5-2、「第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画(案)」。4点目が1-5-3、「特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について」。5点目が参考資料で、「パブリックコメント意見原本」、こちらが右上に参考資料と書いてあるものです。以上が会議資料となります。資料の不足はございませんか。それでは不足がないようでしたら先に進めさせていただきます。議長お願いいたします。

議長 資料の確認が取れましたので議題に入りたいと思います。会議は、ここから1時間程度、大体11時10分頃の閉会を予定しておりますので、議事進行にご協力よろしくお願いいたします。

2 議題

(1) 第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画の案について

議長 事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは議題について説明させていただきます。

座ったままで失礼いたします。まずは、1月5日から2月3日まで行ったパブリックコメントの結果についてご報告いたします。結果として6人から41件の意見が提出されました。その原文がお手元にある参考資料になります。この参考資料は、提出された意見ごとに並べてあります。この原文のままですとボリュームが多すぎますので、主旨を損なわない程度に意見を要約し、概要としてまとめたのが資料1-5-1の「お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方(案)」になります。こちらも参考資料として、提出された意見順に並べてあります。最終的には、市の考え方を公表する際に、計画書のページ順に並べ替えてこの様式で公表することになります。また、この資料1-5-1の修正有無という欄に「あり」と記載している部分がございますが、これはいただいた意見を踏まえて、素案の修正を図った意見になります。

それでは、提出された意見に対する市の考え方の概略を説明させていただきますが、その前にパブリックコメントについて説明させていただきます。パブリックコメントはこのような計画とか条例に関して市民の皆様からいただいたご意見や考え方に対し、市がどのように考えるかその考え方を公表し、計画の策定過程における透明性の向上を図ることが主な目的になります。このため、計画や個別の事業の賛成や反対といった賛否を取るものではございませんので、このような考え方を踏まえ、市として回答を作成しておりますので、ご理解をいただければと思います。

基本的な市の考え方といたしましては、この計画に関連のないようなご意見については、回答を控えるような形で回答を作成しております。また、今回のパブリックコメントで複数あった意見としては、交流の機会であったり、子どもの居場所を求めるものがあつたりしましたが、その一方で、参考資料の方ですと2番目の意見になりますが、財政的な観点等から放課後子ども教室などの子どもの居場所に対し、否定的な意見もありました。市といたしましては、このような事業を推進する立場ですので、そのような立場からの回答になりますが、今後事業を実施していく上では、そのような意見もあるということを踏まえつつ、取り組んでいきたいと考えております。

このほか、統計データなどに追記を求める意見も複数ありましたが、計画の策定方針といたしまして、スリム化を図ってより分かりやすい計画を目指して

おりますので、ご意見にあるような様々な事項を掲載することで、結果としてボリュームが増え、煩雑な計画とならないように計画を見る上で必要最低限のものに止めるという考え方を基本的として、回答しております。このような考え方でいただいた意見に対し市の考え方を示しておりますが、委員の皆様には、いただいたご意見の要約の仕方であったり、市の考え方などであったり、何かお気づきの点があれば、後ほどご意見を挙げていただき、ご議論いただいた上で、ご提案いただければと思います。

続いて、パブリックコメントで修正した意見を含めまして、前回の素案から修正した点について説明させていただきます。資料の1-5-2「第2期子ども・子育て支援事業計画(案)」をお手元にご用意ください。まず14ページを開いていただきまして、14ページの上段の保育園の状況というデータがありますが、こちらの施設数と定員数、利用児童数に誤りがございましたので修正をさせていただきました。加えて、保育園の状況には小規模保育事業所も含んでおりますので、その旨を下の方に注釈で記載しております。

17ページをご覧ください。前回の素案ですと、どのようなアンケート調査を実施したのか分かりづらいというところがありましたので、パブリックコメントの意見も踏まえまして、冒頭で昨年度実施しましたニーズ調査について、簡単に触れさせていただきました。概要は、88ページの作成経過のところの上から二段目にあるように、目的と結果について記載しております。

40ページをご覧ください。「-」が付いている事業、ナンバー12・13の事業になりますが、この「-」の意味するところが分かりづらいと思われましたので、パブリックコメントの意見を踏まえまして、表の下に注釈で追記いたしました。

また、地域子ども・子育て支援事業、13事業になりますが、並び順を変更しております。並び順は特に決まりはないのですが、母子保健課で所管する3事業、9、10、11をひとまとめにして、預かりに関する事業を1から6に並べ替えてまとめました。これに伴いまして、42ページ以降の事業一覧も並べ替えております。並べ替えたことによって、ページ数が変わりましたが、計画の中で随所に〇〇ページ参照という記述が出てきますが、この変更に合わせて修正ができておらず、参照ページがずれてしまっておりますので、会議後に修正させていただきたいと思っております。42ページに星印がありますが、これもパブリックコメントの意見を踏まえまして、第1期計画から取り組み内容を見直した事業と新規の事業を表しているということが、より分かりやすくなるように若干ですが修正を加えてみました。裏を返せば星印がない事業が継続している事業ということになります。

45ページになりますが、教育・保育の確保方策の考え方で、幾つか漏れがありましたので、この会議後に修正を予定しております。内容といたしましては、

52 と 53 ページをご覧くださいまして、52 ページの 2 号認定の保育希望の高津・緑が丘地区になりますが、令和 3 年～5 年にかけて 15 ずつ増えていると思います。令和 2 年が 721 で 736、751 というふうに 15 ずつ確保策が増えております。これは民間園 1 園が、3 歳～5 歳の利用定員を段階的に 15 ずつ増やす予定がありますので、先程の確保方策の考え方には、「保育施設における 3 歳～5 歳の段階的な定員変更により確保方策を見込んでいます」という一文を追記いたします。

また、隣のページの八千代台地区になりますが、同じく 2 号認定の保育希望で令和 3 年度に 10 増えているような形になっていると思います。214～224 です。これは公立保育園の建て替えによる定員拡充になりますので、その旨を先程の考え方に追記いたします。同じく、八千代台地区の 3 号認定の 0 歳と 1、2 歳、これにつきましても令和 3 年度にそれぞれ 3 と 30 ずつ増えています、これも公立保育園の建て替えによる定員拡充によるものですので、その旨も追記したいと考えております。

47 ページに戻っていただきまして、教育・保育の表について、前回の素案では、表の左側の量の見込みや確保方策が書いてある欄があると思いますが、前回はここの項目を塗りつぶしていたんですけども、お手元の案の方では、過不足欄の行のみ塗りつぶしてあると思います。こうすることで、各年度の境界が分かりやすくなるように努めたところがございます。また、13 事業も含めまして、この表では量の見込みと確保方策の時点が分からないため、用語解説の量の見込みと確保方策の方にそれぞれ時点についての説明を追記し、会議後に修正いたします。

59 ページをご覧ください。こちらは大変申し訳ないのですが、学童保育の確保方策の考え方、こちら先程の教育・保育と同じで、考え方に一部漏れがありましたので、今後修正させていただきたいと思います。まずは、睦地区の整備年度が確保方策の考え方ですと令和 4 年度から 6 年度となっていると思いますが、これは令和 3 年度からになりますので、これも後ほど修正いたします。また、大和田地区ですね、令和 5 年度で「学校外施設の移転整備」とありますが、「学校外施設の移転」という文言を削除した形で改めたいと考えております。

次に 64 ページをご覧ください。64 ページは一時預かり事業について記載していますが、一時預かり事業の幼稚園型というのは、在園児を対象にした事業になりますので、幼稚園型にローマ数字の「I」を加えて事業の正確な表現に改めました。67～69 ページにかけてなんですけれども、これが先ほど説明した母子の 3 事業になります。乳児家庭全戸訪問事業と 68 ページに養育支援訪問事業、妊婦健康診査事業がありますが、前回の素案では、各事業の確保方策が量の見込みに対応する数字のみの記載となっていたところを、修正後は確保方策を達

成するために必要な実施体制であったり、時期であったりそういったものも新たに追記させていただきました。

次に 69 ページの No. 28 の事業になりますが、この事業は、教育・保育事業などに社会福祉法人だけでなく、株式会社などの多様な主体が参入し、円滑に運営できるように支援する事業になるんですけども、変更前は、冒頭が「多様な事業者の新規参入支援として」となっていたところを、これもパブリックコメントでどんな主体が入るのが分かりにくいという意見を踏まえまして、事業概要の冒頭に「教育・保育等に株式会社などの多様な事業者が新規参入できるように」という一文を加えて改めることにいたしました。

それでは、ページが飛びまして、77 ページですね。No. 51 の事業になります。前回の会議で委員さんからいただいた意見として、この事業概要について、支援を行うだけではなく、支援を行っていることを周知することも必要ではないかという意見をいただきましたので、担当課の方と協議して事業概要をこのように修正しました。80 ページになりますが、No. 66 の事業です。これも前回の会議で委員さんから虐待する保護者に寄り添う対策があれば、そういう文言も盛り込んでどうかという意見をいただきましたので、担当課で検討した結果、このように事業概要を修正することにしました。ここまでが前回の素案からの修正箇所になります。

ただ、今回の計画案には、巻末に資料編を設けておりまして、策定経過だったり、委員さんの名簿であったり、その他最後に用語解説を掲載しております。巻末資料は、87 ページからになります。用語解説が 94 ページからになっておりますが、用語解説は、計画を読み解く上で最低限必要だと思われる事項に止めておりまして、基本的には個別の事業の説明は載せておりません。用語解説の内容については、今後それぞれの担当課に内容の確認を依頼する予定でありますので、その結果で若干修正が入る可能性もあります。この他にグラフや表などで色分けするなど見やすさに配慮した修正を行いたいと思っております。ただ、計画の冊子は白黒になりますので、ホームページで公表するデータのみに反映されることになりますので、あらかじめご了承くださいと思います。説明は以上になります。

議長 ありがとうございます。事務局から議題について説明がありましたが、前回と同様に、この会議内で議論しながら進行して行きたいと思っております。それでは何かご意見があればよろしく願います。

藤澤委員 前回、子どもの権利擁護について 2 ページに市長さんのお話載るとのことだったが、これからですか。

事務局 その通りでございます。

議長 ありがとうございました。その他の点についてはいかがでしょうか。事業計

画案でも構いませんし、パブリックコメントの回答についても結構ですが、何かございませんでしょうか。

北村委員 資料1-5-1の最後のページのすてっぷ21の利用者の方の意見だと思いますが、この方の意見を読んですごく共感できたんですね。私も今は子どもが幼稚園や小学校に通っているために、このような児童館やすてっぷ21のような支援施設にほとんど行くことがなくなったんですが、子どもがまだ幼稚園に入る前には、実家も遠いので、こういうところの利用が重要だと感じていました。この方も言っているように「気軽に行ける」という言葉が重要なワードになってくるとは思います。場所も気軽に行けて、気持ち的にも気軽に行けるということが大切だと思っています。まずそういう場所も駐車場があって行きやすいことと、あと気持ち的に身近な存在であってほしいなと思っています。例えば、こういう存在は知っていても気持ち的に身近でなければ、なかなか小さい子を連れて初めて行くというのは敷居が高いように感じられます。例えば、フルルのような身近なショッピングセンターの空き店舗などが利用できれば、身近なので、お友達にも伝えやすく、さらに初めて行く方も行きやすいと思います。大切だと思うのは、そもそも存在を知らない方が多いと思うので、例えば、スーパーやショッピングセンターの掲示板などでステップ21の移転などを周知し、「皆さんに行きやすく気軽に行ける」というように知らせていくことが必要かと思っています。

議長 ありがとうございます。今の北村委員のご意見について補足でも構いませんし、ご意見でも構いませんが、何かありましたらお願いします。

大同委員 いいご意見だと思い共感できます。

議長 市民からするとすてっぷ21のような場所は、子育て世代に需要があると思います。今後の周知のあり方を検討して、より市民の方に伝わりやすく周知をしていただくということで、買い物に行く場所などで周知するというご提案でしたが、他により良い周知の方法などがあったら伺って、今後に生かしていただきたいと思っておりますので、他に何かありますか。

事務局 貴重なご意見をありがとうございます。現在、すてっぷ21や保育所に併設の地域子育て支援センターが、7圏域に拠点または出前による遊びと交流の広場ということで事業を行っておりますが、ご意見をいただいているように場所が限定され、なかなか徒歩圏内での利用が難しい親御さんもおられると伺っています。すてっぷの特に大和田については、駐車場も遠いような状況でございますので、そういったところをきちんと整備をした新たな場所での複合化を進めているところでございます。そういったハード面の整備と合わせまして、気軽にといいところでは、現在、保育士がアドバイザーとして対応しております

ので、皆さんに寄り添うような形でというご意見を伝えてまいります。また、情報の方も皆さんに届いていないということも認識しておりまして、今回のニーズ調査の方でもそういったご意見をいただいておりますので、ホームページや広報誌に加えて、新たなツールなどで情報提供の強化も進めていきたいと思っております。

議長 ありがとうございます。事務局からこういった観点から議論してほしいというのがありましたらお願いいたします。

事務局 用語解説には、この計画を読み込むうえで必要最低限の用語を掲載していますが、この用語が分からないというのがあればご意見をいただきたいのと、今までに5回会議を開いて委員の皆さんにご意見をいただきながら、委員の皆さんと作ってきた計画になります。皆さんと作り上げてきたということもあるので、ちょっと細かい話になりますが、表紙が現行ですと文字のみのシンプルなデザインですが、このままでいいのか、それとも、子育て支援計画らしくイラストなどを入れるのかご意見をいただければと思います。

議長 事務局の提案について何かご意見はございませんか。

佐藤委員 計画をみていて、ぱっとお子さんの写真が出てくると、やっぱり和らぐんですね。文字だけでなく、ワンポイントとしての挿し絵などがあると心も和むので、やっちでもいいですし、朗らかな親子の写真でもあるといいと思います。

議長 ありがとうございます。他には表紙についていかがでしょうか。

柿沼委員 36ページに写真が掲載されていて、そこに基本理念が書かれていますが、このような感じのデザインがふさわしいと思います。私は、最初、スローガンみたいな方がいいのかなと思ひまして、2ページにある「子どもを産み、子育てする喜びを実感できるまちを実現し、子育てと子育てを地域全体で支援することを目指す」と書かれていますので、このようなところから取るのかなとイメージしていましたが、このような基本理念とか計画の目指すところをスローガンとして添えて、写真とセットで描くのはいかがでしょうか。

議長 ありがとうございます。今のご提案を踏まえていかがでしょうか。特に意見がなければ、スローガンなり、理念なりを載せるということと、親子の写真を載せる、もしくはそれが難しいようならば、イラストを載せるということではいかがでしょうか。ではそのようにさせていただきます。次に用語解説についてはいかがでしょうか。

藤澤委員 私は、認定こども園から来ていますが、認定こども園の用語解説はどこから抜粋したのか伺いたいのと、認定こども園の大きな役割の一つとして、地域における子育て支援を行う機能というのがあります。これは、必ず載せていただきたいです。幼児教育と保育に加えて子育て支援の3つが認定こども園の特徴ですので、必ず子育て支援を入れていただきたいと思ひます。あと、0～5歳児

に限らず、3～5歳児の認定こども園もありますので、「就学前後」という表現の方が望ましいと思いますので、検討いただければと思います。

議長 ありがとうございます。97ページの認定こども園について、具体的な改善のご提案をいただきましたので、こちらについては、ご意見を踏まえて修正させていただきます。何かこれについて事務局からございますか。

事務局 いただいたご意見を参考に検討させていただきます。

議長 他にはいかがでしょうか。用語解説に限らず何かご意見がありましたらお願いします。

緑川委員 45ページの基本目標1の「子どもを育む質の高い教育保育の環境を整えます」というページと次のページを1ページにまとめて見やすくしたらどうかと思います。「確保方策の考え方」というページは文字も大きく見やすいのですが、文字的に「保育の拡充」や「確保方策を見込んでいます」とか、文章を読むのがあまり得意ではない人が、読み込まなければ分からないのは、どうなのかと思ったので、表にするとか分かりやすくまとめて、どの地区も同じように「拡充します」と書いてあるので、ここも簡単に分かりやすくまとめていただけたら、次の46ページがまとめられることができるのかなと思ったんですけども。

議長 こちらについては、確保方策の点線で囲ってあるところの文章が、「確保方策を見込んでいます」という表現が多いので、これを分かりやすくしていくと、46ページにあるのが45ページに収まるのではないのかということだと思いますが、こちらについては、この表現でなければいけないということであれば、このままにさせていただき、変更できるならば分かりやすくするということになると思います。ページが収まるかどうかは、やってみなければ分からないところがあるかと思うので、調整をしていただければと思います。この文言は、このような表現でなければいけないのでしょうか。事務局いかがですか。

事務局 文章の簡潔明瞭を策定方針に掲げていまして、文字数はかなり少ないので、これ以上コンパクトにするとなると、市の目指すところが伝わらないおそれがあります。あと、確保方策に関して足りない部分がありましたので、今後、それを付け加えていくと、たぶん46ページの最後まできてしまうと思いますので、表にするのが一番見やすいのかもしれませんが、創意工夫をしてみますけども、それで収まらなければ、このままいかせていただきたいなと思います。

議長 そうするとページ数の減というのは難しいかもしれませんが、分かりやすい工夫の検討をお願いします。

朝比奈委員 45ページと46ページの内容と、59ページと60ページも同じような構成ですが、見た感じ、地区別が初めにくるので、結局どういう方針かというのが繋がる前にバラバラ読まなければいけないというところが問題なのかと思いますが、46ページに書かれている「受け皿の確保に関する方針」の全体の方針を先に

していただいて、その後、1号認定、2号認定、3号認定、さらに地区ごとにご提示いただくと、全体的にこういうふうを考えていて、それぞれの区分について、具体的にどのようにするという方が入ってきやすいのかなと思いました。同様に60ページは「学童保育全体の充実を図る」という全体的な説明ですので、59ページの確保方策の具体的な考え方に繋げるように順番を替えると理解しやすいかと思います。

議長 ありがとうございます。分かりやすさ、伝わりやすさという点で提案していただきました。いかがでしょうか。何人か頷かれておられますので、会議としては修正の提案をいたします。

緑川委員 補足といたしまして、45ページでどの地区も「確保方策を見込んでいます」と末尾にあります。その一文を冒頭にもってくれば、それぞれに書かなくても簡潔な文章になって、読みやすくなるのかなと思います。

議長 ありがとうございます。こちら冒頭にどのような方針が書かれているの分かるような形で、見やすさや分かりやすさを目指すということで、修正案として提案させていただきます。

小森委員 最後にある用語解説についてですが、文章を読み進めていく上でどの単語に対して用語解説があるのか分かりづらかったので、最初にその言葉が出てきたときに何か網掛けをすとか印をつけてこの単語には用語解説があるということが分かると、より最後の用語解説が生きてくるのかと思うので、一番最初に出てきた単語に付けてあると分かりやすいのではないかと思います。

議長 ありがとうございます。具体的な提案をいただきました。確かに、用語解説があるのかないのか現時点では分かりにくいところがあるかと思うので、一番いい方法を検討してもらって、修正案として提案させていただきます。

事務局 おっしゃるとおりだと思いますので、網掛けか、何か印を付ける方向で検討させていただきます。

議長 ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか

大同委員 パブリックコメントの回答の39番のその他に「里親制度の推進について」のご意見がありますが、それに対する市の回答が、里親制度については、千葉県の実施となっていて、市では広報を実施していますとありますので、もし可能であれば、計画案の80ページの虐待予防の方法と啓発に「里親制度の周知」についても文言を入れていただくのはどうかと思います。他市では里親制度の周知月間に里親の有志が集まって、市の子ども課の人にも手伝ってもらって、市民にリーフレットを配布するなどの活動をしていますので、そういうことも文言に入れていただきたいと思います。

議長 具体的には計画案の80ページの虐待予防の広報、啓発のところが一番関連性は高いと思いますが、こちらに里親を加えることが可能であれば、加えていた

だくのがいいかと思いますが、事務局から何かありますか。

事務局 里親の取り組みについては、県の事業の中で連携強化をしていくということがあります。研修などもかなり行われていますので、入れられるよう形で検討させていただきたいと思います。

議長 他にはよろしいでしょうか。そうしましたら、本日いただいたご意見の中で、修正の可能なものは修正していただき、策定の手続きを進めていただいてもよろしいでしょうか。事務局もよろしいでしょうか。

事務局 冒頭の表紙もいただいたご意見を踏まえて、なるべくごちゃごちゃにならないような形で検討します。修正を行った内容については、会議がこれで最後になりますので、議長に確認していただくということでもよろしいですか。

議長 修正があった場合の確認は、私に一任させていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは議題2の「特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見徴収について」事務局から説明をお願いいたします。

(2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見徴収について

事務局 それでは議題2の説明をさせていただきます。本日、机上配布させていただきました資料の1-5-3をご覧くださいませでしょうか。利用定員を設定する際には、資料に記載の通り、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て等の審議会の意見を伺った上で設定するという事となっていることから、来年度4月1日の開園予定で、手続きを進めている保育所3園及び幼稚園型認定こども園1園と新制度幼稚園1園の利用定員について、意見徴収するものです。

まずは保育所3園の定員を説明させていただきます。ひとつ目ですが、有限会社エーワンによって設置されるエーワン緑が丘保育園については、利用定員が39名、2つ目の社会福祉法人愛の園福祉会によって設置される緑が丘こひつじ保育園については、利用定員が60名、3つ目ですが、社会福祉法人すずみ会によって設置される緑が丘ひよこ保育園については、利用定員が60名となっております。年齢別の利用定員の内訳については、資料の通りとなっておりますのでご参照ください。

続きまして、認定こども園1園の説明をさせていただきます。既存幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行する予定の学校法人高嶋学園が設置している米本幼稚園については、1号子どもの利用定員が180名、2号子どもの利用定員が20名の合計200名の利用定員を設定する予定となっております。年齢別の利用定員については、資料の通りとなっております。

次に新制度幼稚園 1 園の説明をさせていただきます。新制度に移行する予定の学校法人広瀬学園が設置している第二八千代幼稚園については 1 号子どもの利用定員が 70 名でございます。年齢別の利用については、資料の通りとなっておりますのでご参照ください。また、ただ今ご説明いたしました 5 つの施設については、現在、千葉県認可、認定手続き中であることから、子ども・子育て支援法に基づく確認申請はまだなされておりませんが、事前に事業者の確認いたしまして、案として今回設定しております。議題 2 の説明は以上になります。

議長 それではただ今事務局から説明のありました、来年度に開園予定の保育園や認定こども園について何かご意見はありませんか。

 ご意見がないようでしたら事務局から説明のあった利用定員で設定するということでよろしいでしょうか。

 (異議なし)

3 その他

議長 それでは、本日予定しておりました議題が終了しましたので、次第 3 のその他の説明を事務局からお願いします。

事務局 次回の会議は、7 月か 10 月ころを予定しております。議題については、現行計画の実績評価を予定しておりますが、利用定員の設定の有無など他の議題の状況により改めて日程を決定したいと思いますので、決まり次第、ご連絡させていただきます。

4 閉会

会長 では以上で本日の会議を終了とさせていただきます。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。